

高齢者肺炎球菌予防接種

費用助成のお知らせ

高齢者の死因上位の肺炎を予防するため、予防接種法に基づく対象者に肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。

対象者

この肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、定期接種の対象外（自費・助成を問わず）となりますので、助成は受けられません。

1. 満65歳の方

※対象の方には、65歳の誕生日の翌月に通知します。

通知が届く前に、接種を希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

2. 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害（身体障害者手帳1級）がある方。

接種期間

65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで

※この期間に接種できなかった場合は全額自己負担となります。

助成額

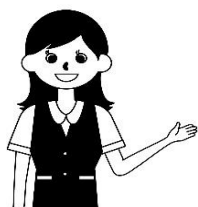
4,000円（下記①、②以外の方）

①市民税非課税世帯の方 5,000円

※課税されている方と同じ世帯の場合や課税世帯の扶養になっている場合は該当しません。

②生活保護世帯 全額

接種費用から助成額を差し引いた額を医療機関にお支払いください。
なお、接種費用については医療機関にお尋ねください。



減免申請

- 申請窓口 下記窓口へ
- 持ち物 予診票

※本人の同意により、家族やその他代理の方でも申請できます。

必ず接種の前に
申請をしてください。

窓口・問合せ先

祝日を除く 月～金曜日、8:30～17:15

●鶴岡市健康課 予防接種担当（総合保健福祉センターにこ♥ふる1階） ☎35-0157（直通）

●各地域庁舎市民福祉課

藤島庁舎 ☎64-5810(直通)、羽黒庁舎 ☎26-8774(直通)、楡引庁舎 ☎57-2116(直通)、
朝日庁舎 ☎53-2115(直通)、温海庁舎 ☎43-4613(直通)